



近世被差別身分の裁判例について：『大坂都督所務類纂』による

著者	藤原 有和
雑誌名	関西大学人権問題研究室紀要
巻	69
ページ	1-36
発行年	2015-03-31
その他のタイトル	The Court cases on hinin decided by Osaka jodai in the 1810s
URL	http://hdl.handle.net/10112/8961

近世被差別身分の裁判例について

——『大坂都督所務類纂』による——

藤 原 有 和

1 文化十三年二月大坂城代松平輝延差函、在方非人

番小頭作法札一件(第八冊)「大坂 文化十三年

二月 御仕置伺留」所収)

(内表紙)

「在方非人番小頭作法札之儀、本郷庄屋役之者

申付、出郷穢多共多人數非人番共小屋江罷越及狼

藉、手疵為負候一件吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

子二月廿日

平賀信濃守

十五 (朱書)

去戌十二月河州下若江村非人番小頭佐七小屋江穢

多共多人數罷越、同州市場村非人番吉兵衛江手疵

為負、右佐七并同州上若江村非人番清七小屋^三而あ

ふれ、其上紛失ものも有之旨、佐七・清七・吉兵

衛訴出候付、穢多共召捕、右一件吟味仕候趣、左

之通御座候

小堀中務御代官所

河州若江郡西郡村

出郷東村

亥二月廿一日入牢、重病二付、穢多行司

同月廿九日下宿所預、申口相分 半兵衛

候付、同六月十二日他參留 亥四拾四歳

同村

同

同断

伊兵衛
亥五拾五歳

同村

同

同断

儀兵衛
亥三拾八歳

(附札)

此半兵衛外兩人儀、
伺之通急度叱置可
申処、穢多之儀ニ付、
当表穢多村年寄江
引渡、相当之咎申付
候様可被申渡候

(黄紙下ケ札)

此半兵衛外兩人儀、非人番小頭佐七不作法之儀有
之候付、穢多共多人数差遣為相札、及異儀候ハ、
打擲為致候様、死亡庄屋藤次郎申付候節、最初一端
者如何敷旨、藤次郎江申聞候得共、同人押而申付候
込、多人数佐七方江差遣候故、既右之者共儀吉兵衛
江手疵為負、佐吉・清七方ニ而著あふれ諸道具打損
候様成行候段、行司之身分ニ而者不行届取計不束ニ
付、急度叱置可申処、穢多之儀ニ付、当表穢多村年
寄江引渡、相当之咎申付候様可申渡候哉

(紺書)
「類例」

文化七午年三月松平能登守差図 齋藤伯耆守掛
一米相場致相図候一件吟味伺書之内

炭屋町

加賀屋平八支配借屋

讃岐屋忠藏下人

与兵衛

此与兵衛儀、主人忠藏申付候とも、米相場相図
を以、移取候儀ニ付而者、兼而触渡有之候間、如
何之儀与心付候ハ、旁差留も可致処、無其儀任
差図相図いたし候段、不束ニ付急度叱り置可申哉
伺之通急度叱り

右相当之例不相見、如何と乍心付、任差図取計候趣
意者似寄候付、与兵衛類例ニ見合、伺之通」

右之者共吟味仕候処、去戌十二月六日支配庄屋死亡藤
次郎悴繁次郎儀、此者共を呼寄、前書下若江村非人番
小頭佐七儀、此者共同村穢多市兵衛不正之品取扱吟味
相成、入牢申付候処、綿壳払候風聞有之候間、市兵衛

儀綿作等いたし候者ニ候哉、承合度由ニ而佐七罷越候節、死亡藤次郎病氣ニ付、忤繁次郎右村会所ニ罷在候処、佐七儀無会釈椽頰江腰を懸、片膝を上、繁次郎江右之段承候躰、身分を不弁致方ニ候得共、其節者不相答、市兵衛者綿作いたし候者ニ付、其段佐七江申答、差帰候得共、佐七いたし方不作法ニ存候付、繁次郎親死亡藤次郎江申聞候処、其儘ニ差置候而者如何ニ付、佐七居村庄屋幸五郎江右之次第糺方之儀、及掛合候様、藤次郎申聞候付、其段申遣、幸五郎手ニ而相糺候処、佐七儀申訳有之由申立候付、幸五郎分佐七西郡村江可差出旨申越候処、同人儀生得短慮之様子ニ及承候付、其節不法可致も難計仕儀ニ寄差押、幸五郎江可引渡間、右為用意此者共之内分五六人人數可差出様、繁次郎申聞候付、行衛不知徳次郎事新兵衛・同喜左衛門・同善五郎事利兵衛・同善助事吉兵衛・同登茂七事富三郎・同伊太郎事金兵衛江其段申付、死亡藤次郎宅江差遣候得共、其節佐七儀不罷越候付、右六人共其儘致帰村候処、其後死亡藤次郎分又々此ものとも呼寄、前書幸次郎方

江繁次郎罷越、同州若江村其節之庄屋長左衛門立会、佐七呼出候処、其節も板間江腰を懸、前書同様不作法之躰ニ而、非人番小頭者居村庄屋方ニ而も板間江腰を掛候儀者仕来之由申張候付、地頭江申立吟味可相願旨、繁次郎儀、幸五郎・長左衛門江申置候得共、庄屋役之身分ニ而非人番相手取、地頭江願出候儀も何与欺世間躰不外聞ニ存候間、此もの共之内分人數式拾人計も佐七小屋江差遣、不作法之次第相糺及異儀候ハ、打擲いたし候様、死亡藤次郎分申付候得共、多人數罷越候儀、其上佐七を致打擲候儀者手荒之致方与如何ニも存候間、勘弁有之可然旨、此者共分再応死亡藤次郎江申聞候得共、同人憤罷在、是非可差遣様達而申聞候付、無拗此もの共同村前書徳次郎事新兵衛・同喜左衛門・同善五郎事利兵衛・同善助事吉兵衛・同登茂七事富三郎・同伊太郎事金兵衛・惣助・寅吉・吉松・輪藏・光藏・行衛不知仲藏・同官次郎・同儀兵衛弟伊助・同磯八・同太郎吉・同七左衛門忤登茂次郎・同勇吉事忠藏・同庄藏江死亡藤次郎分申付候次第申聞差遣候得共、此もの

共儀者右場所江罷越候儀、決而無之候処、前書徳次郎事
 新兵衛外拾八人之もの共吉兵衛江手疵為負、佐七・清
 七方二而あふれ諸道具打損候段、其節承候付、右拾九
 人之者共猥成仕向二而、此もの共江死亡藤次郎申聞候
 次第与も致相違候付、旁相驚罷在候処、佐七・清七・
 吉兵衛分前書之次第并紛失物も有之段、訴出吟味ニ相
 成、恐入候段申之候付、実者死亡藤次郎差図を請、人
 数差遣候迄ニ無之、此もの共も兼々佐七其外非人番共
 江意趣等有之、死亡藤次郎申聞候を幸に手下のもの共
 江申付、手疵為負諸道具打損候儀ニ可有之旨、重々吟
 味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不
 行届取計不束之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之
 候

(朱書)

「右藤次郎儀、一通吟味仕候処、佐七儀村方会所江罷
 越、此もの悴繁次郎江引合候節、不作法有之旨、同
 人分承候付、佐七居村庄屋前書幸五郎江糺之儀繁次
 郎分懸合、此もの病氣ニ付、為名代繁次郎を幸五

郎方江差遣、佐七為相糺候処、其節も佐七儀幸五郎
 居宅揚り口板間江腰を掛、不作法之躰ニ付、糺之儀
 地頭江可願出旨、繁次郎申聞候得共、此もの存心ニ者
 佐七儀身分を不弁仕方ニ付、右躰之儀を地頭江願出
 候儀も何与歎世間躰不外聞ニ存、佐七を為困相詫候
 ハ、穩ニ可相濟、及異儀候ハ、不作法いたし候旨之
 儀ニ付、打擲為致候而も不苦儀与心得違、前書東村行
 司半兵衛・伊兵衛・儀兵衛呼寄、人数式拾人計佐七
 方江差遣、不作法相糺及異儀候ハ、同人を致打擲候
 様申付候処、不法之儀ニ付、勘弁可及様行司三人之
 者分申聞候得共、前書之通不苦儀与心得違押而申付
 候処、右行司三人之者分申付、同村徳次郎事新兵衛
 外拾八人之者共、佐七方江差遣、同人方ニ罷在候吉
 兵衛江手疵為負、佐七并清七小屋之諸道具打損候段、
 其節承候付、此もの分前書行司三人之者江申付候次
 第与者致相違、高高之仕儀および候付、相驚致後悔
 罷在候処、佐七・清七・吉兵衛分前書之次第并紛失
 ももの有之段、訴出吟味相成、恐入候段申之、其節

重病ニ付、村預申付置候処、未吟味不取締候内病死仕候、且本文市兵衛儀去戌十一月不正之品取扱候由、右之内綿之儀も風聞相聞候付、右之趣聞合之儀、当表長吏下小頭共江為相探候処、前書佐七者市兵衛近村之ものニ付、相弁可罷在存存、右小頭共分佐七江申付候処、右為聞合罷越候儀ニ而、市兵衛引合一件者別段吟味詰落着申渡候儀ニ御座候」

(附札)

此惣助外四人儀、伺之通 亥二月廿一日入牢 惣 助
 敲之上上下若江村を 重病ニ付、同月 亥四拾四歳
 構、居村弘可申付処、 廿九日下宿所預 同村
 穢多之儀ニ付、当表 同村 同
 穢多村年寄江引渡、 同断 寅 吉
 相当之仕置申付候様 同村 亥式拾貳歳
 可被申渡候 同 亥式拾貳歳

前書 東村 穢多 藤右衛門兄
 同断 同村 同 吉 松
 亥式拾貳歳

近世被差別身分の裁判例について

同村 同
 同断 同
 同村 同
 同断 同
 光 蔵
 亥拾九歳

(黄紙下ケ札)

此惣助外四人儀、行衛不知徳次郎事新兵衛外拾三人、非人番小頭佐七不作法之儀有之候付、相糺及異儀候ハ、打擲いたし候様与之儀ハ、死亡藤次郎差図ニ而行司之者共分申付候儀与者乍申、容易ニ多人数罷越、其上佐七留守中ニ候ハ、早速立帰、其段行司之もの江申聞、差図可請処、無其儀徳次郎事新兵衛・喜左衛門・善五郎事利兵衛・善助事吉兵衛・儀兵衛事伊助先ニ立、佐七方ニ罷在候吉兵衛江取懸及打擲候迎、俱々立加致打擲、手疵為負、一同佐七并清七方小屋之諸道具打損候段、行司之者共分申付ニも相背、旁法外之仕方、酒狂之由者難取用、右始末不屈ニ付、敲之上上下若江村を構、居村弘可申付所、穢多之儀ニ付、当表穢多村年寄江引渡、相当之仕置申付候様可申渡候哉

(紺書)

「一 あはれ候而町所を
一 さわかし候もの

敲之上

所 払

御定

遺恨を以拾人以上

頭取

一 結徒党狼藉之上

獄 門

人を殺候おゐてハ

但、人ニ疵付候おゐてハ、頭取死罪、尤人

殺疵付共ニ荷担人中追放

一 同狼藉いたし諸道具
損さし候おゐてハ

頭取

重キ追放

但、荷担人所払

右御定初ケ条并末ケ条但書荷担人ニ見合候而者、此も

の儀行司共申付ニ茂相背、其上吉兵衛江疵付候儀も有

之、旁品不宜候間、伺之通及差図」

右之者共吟味仕候処、前書佐七儀西郡村於会所不作法

有之候付、庄屋死亡藤次郎致腹立、此者共之内合人数

式拾人計佐七方江罷越、不作法いたし候次第相糺及異

儀候ハ、打擲いたし候様、前書行司半兵衛・伊兵衛・
儀兵衛江右藤次郎合申付候由ニ而、右之者共合此者共江
申聞候間、庄屋役之ものより申付候上者、不苦儀与相
心得、此もの共并前書徳次郎事新兵衛・同喜左衛門・
同善五郎事利兵衛・同善助事吉兵衛・同登茂七事富三
郎・同伊太郎事金兵衛・行衛不知仲蔵・同官次郎・同
儀兵衛弟伊助・同磯八・同太郎吉・同七左衛門悴登茂
次郎・同勇吉事忠蔵・同庄蔵申合、其節銘々居宅ニ而
酒給罷在、一同佐七方江罷越、徳次郎事新兵衛・喜左
衛門・善五郎事利兵衛・善助事吉兵衛・儀兵衛弟伊助
先ニ立、其余之もの共追々付添、小屋江入込候処、佐
助者不居合、其節名前不存前書市場村非人番吉兵衛居
合候付、徳次郎事新兵衛・喜左衛門・善五郎事利兵衛・
善助事吉兵衛・儀兵衛弟伊助儀、吉兵衛江向佐七行先
相尋候内、如何いたし候哉、右五人之もの共、矢庭吉
兵衛を捕、打擲いたし候付、其余之もの共も其節一同
醉強出、前後不相覚、一同吉兵衛江取懸、猶又佐七小
屋之諸道具手元ニ有合候割木竹切を以無目当打損候

内、吉兵衛者逃去候付、前書上若江村非人番清七方ニ
 佐七隠居由も難計与一同心付、清七方江罷越候処、同
 人儀逃去、佐七も不居合候付、入込、是又諸道具打損
 候内、銘々酔醒身分怖敷相成、其儘罷帰候処、吉兵衛
 者致打擲候節疵付、佐七・清七者小屋之諸道具品々打
 損并其節紛失ものも有之段、佐七外兩人分訴出、吟味
 相成恐入、今更致後悔候儀ニ而、紛失物之儀者此もの共
 一切不存旨申之候付、右躰死亡藤次郎申付候趣ニ而ハ、
 佐七心底相糺及異儀候ハ、其節打擲可致旨申付候儀
 ニ候処、同人留守中ニ候迎、参合居候吉兵衛江手疵為
 負、佐七并清七小屋之諸道具打損候段、藤次郎差図ニ
 も違候上者、実者兼々右之者共江意趣等有之候付、死亡
 藤次郎差図を幸ニ存、私之意恨晴ニあふれ疵（付）候儀ニ而、
 其上紛失之品等も有之上者盜取候儀ニ可有之旨、重々
 嚴敷吟味仕候処、曾而左様之儀無之段申之候得共、
 銘々之存寄を以吉兵衛江疵付、諸道具打損候段、酒狂
 之由者難取用、右始末不屈之旨、吟味詰候処、無申披
 由申之候

近世被差別身分の裁判例について

〔朱書〕
 「右行衛不知もの共、尋并召捕候手当申付置候、且本
 文紛失之品者追々風聞をも為相探候得共、惣助外四
 人之者共仕業与者相聞不申、行衛不知もの共仕業ニも
 可有之哉ニ相聞候付、旁召捕候手当申付置候」

前書

西郡村

庄屋死亡藤次郎倅

〔附札〕

此繁次郎儀、伺之通 所預

繁次郎

三十日押込可被申付候

亥三拾貳歳

〔黄紙下ケ札〕

此繁次郎儀、非人番小頭佐七不作法之儀有之候付、
 死亡親藤次郎分東村穢多行司呼寄、多人數差遣為
 相糺及異儀候ハ、打擲為致候様申付候儀者、実々
 不存儀与相聞候得共、佐七不作法ニ付、右藤次郎隨
 差図、糺之儀佐七居村庄屋幸五郎江及懸合候処、佐
 七を此者村方江可差遣間、相糺候様幸五郎分申開候
 節、兼而佐七短慮成もの与及承候共、村役人申合如
 何様ニも取計方可有之処、無其儀村方非常之節、働
 方為致候迎、支配之穢多共を呼寄置候仕方、不埒参
 付三十日押込可申付候哉

〔紺書〕右例不相見候付、左之書取を以相尋候処、例書差出候

在府中被差出候在方非人番小頭不法法糺之儀、本郷庄屋役之者分申付、出郷穢多共多人数非人番小屋江罷越及狼藉、手疵為負候一件吟味伺書之内、西郷村庄屋死亡藤次郎悴繁次郎見合之例可被差出候事

奉行差出候例書左之通

例書

平賀信濃守

〔朱書〕繁次郎類例

撰州上牧村

百姓

新 助

右新助儀、梶原村ニ而鐘撞候を承、出火与心得、鐘撞候旨申口之趣、無相違相聞候得共、右鐘を

撞候故、物騒敷相成、居村者勿論外村々迄、自ラ人氣相立、見分先向寄江も追々罷出、見分障ニも可相成程立集、見分見合候様ニも相成、卒忽之仕方不埒ニ付、三十日手鎖

〔朱書〕右者宝曆十辰年三月岡部対馬守・興津能登守勤役中、御目付内藤主税・跡部監物立会、江戸江相伺候上、依御下知落着

同断

撰州濱田村

佐兵衛弟

平兵衛

右平兵衛儀、論所之杭を抜取候者有之旨、同村茂八呼候を承、村方江為知可申ため、早太鼓を打候付、百姓共も追々出会騒立候様罷成、不埒之仕方ニ付、三十日手鎖

〔朱書〕右明和三戌年十一月曲淵甲斐守勤役中、其節之御城代松平和泉守殿江相伺候上落着

同断

尼崎町式丁目

白木屋

茂登七

右茂登七儀、弥兵衛者短慮ものニ而、此者申聞候儀ニ逆らひ候共、弟之儀ニ付、如何様ニも教諭可致処、無其儀兼而不和ニ候共、人情を失ひ候仕方殊ニ衣類洗濯もの等被頼候節及断、猶又此もの方江罷越、不立去候込、家主呼寄引取貫、其上義絶可致旨申聞候付、腹立相募、手疵受候仕儀ニ至候段、全此もの不実不行届取扱より事発候儀、不束ニ付、三十日押込

(朱書)

「右者寛政十二申年正月水野若狭守勤役中、其節御城代松平右京大夫殿江相伺候上落着

右新助・平兵衛之二例者卒忽^{粗方}ニ鐘を撞候故、人氣立、御代官見分先相鐘、又ハ論所之杭を抜候付、早太鼓を打候故、百姓共騒立候様相成、茂登七儀者弟弥兵衛を家主呼寄、為引・候儀ニ而、此度之繁次郎者佐七罷越候節之用意ニ穢多共を

近世被差別身分の裁判例について

村方江呼寄置候儀ニ付、右口々之例と者趣意相違仕候得共、繁次郎儀佐七罷越候込、穢多共を呼寄置候次第、新助儀出火と心得卒忽^{粗方}ニ鐘を撞、平兵衛儀論所之杭を抜候込、早太鼓を打候嵩高之致方ニ似寄有之哉ニも相見込、其外前書茂登七之弟を家主江引渡候不行届之取計等をも見競候儀ニ而、外ニ見合之例も相見江不申候付、右三例を見合、黄紙之通相伺候儀ニ御座候」

(紺書)

「右三例共相当ニ者無之候得共、繁次郎儀一通り之不埒より品不宜候付、奉行任見込、伺之通及差図」
右之者吟味仕候込、死亡親藤次郎儀近年及老衰候付、病氣等之節者此もの儀庄屋手代りニ罷出度段、先達而支配御代官江申立聞濟有之候付、前書佐七儀村方会所江罷越候節、死亡藤次郎病氣ニ付、此者相詰罷在候込、佐七儀、前書市兵衛儀綿作いたし候儀相違無之哉之旨相尋候節、会所椽^ツ板間江腰を懸、片膝を上致応対、不作法之致方ニ付、右藤次郎江申聞、前書幸五郎江懸合候

処、佐七を此もの村方江可差越間、相糺候様申聞候付、
 前書半兵衛・伊兵衛・儀兵衛呼寄、人数五六人差出候
 様申付候手續、半兵衛外兩人申口符合仕、右三人之者
 共より申付、前書徳次郎事新兵衛・同喜左衛門・同善
 五郎事利兵衛・同善助事吉兵衛・同登茂七事富三郎・
 同伊太郎事金兵衛罷越候処、佐七終日不罷越候付、前
 書六人之者共者差返、猶又幸五郎方江其段及懸合候処、
 同人方ニ而可相糺旨申越候ニ付、此もの并幸五郎其外若
 江村も佐七抱之村方ニ付、右村其節之庄屋長左衛門立
 会相糺候処、其節も幸五郎居宅揚り口板間ニ腰を懸、前
 書不作法之儀相糺候而も、非人番小頭之身分尔而者腰を
 懸、及応対候儀者仕来之由申答、糺之儀敢而貪着不致
 候付、地頭江申立糺可請与存、其段死亡藤次郎江申聞候
 処、佐七心得方不相濟由申立罷在候処、其後此者留守
 中死亡藤次郎儀、前書行司半兵衛・儀兵衛呼寄、佐七
 不作法之儀此もの分地頭江「申立糺可請旨申聞候得共、非
 人番共相手取地頭江」(朱書)願出候儀、何与歟世間躰不外
 聞ニ存候間、穢多共之内式拾人計佐七方江差遣、不作

法為相糺及異儀候ハ、打擲為致候様申付候由ニ而、前
 書行司三人之者共分徳次郎事新兵衛外拾八人之もの江
 申付候付、右之者共申合、佐七小屋江罷越候節、同人
 不居合、吉兵衛江手疵為負、佐七并清七小屋之諸道具
 打損候段、跡ニ而承、死亡藤次郎不法之差図いたし候
 段、驚人罷在候内、佐七外兩人分前書之次第并紛失物
 も有之段訴出、吟味ニ相成、恐入候儀ニ而、此もの儀も
 佐七呼寄候節、穢多行司之もの江申付、人数之手当い
 たし置候段、今更心得違之儀与心付致後悔候段申之候
 付、右申口者偽ニ而、実者外ニ違方・深意恨等有之、死亡藤次郎
 申合、穢多とも江及差図、吉兵衛江手疵為負、佐七・
 清七諸道具為打損候儀ニ可有之旨、重々吟味仕候処、
 曾而左様之儀無之段申之候得共、右始末不埒之旨吟味
 詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

「右幸五郎并元庄屋長左衛門呼出相糺候処、繁次郎立
 会、佐七相糺候手續申口符合仕、佐七儀近来庄屋方
 等尔而も居宅揚り口板間江何与なく腰を懸、致応対候

様成行、既繁次郎立会之節も同様板間江腰を懸、如何敷致方ニ而、繁次郎儀佐七不作法之段地頭江可願出旨申聞候付、此もの共ニも同様可相願与存居候内、佐七・清七居小屋江穢多共罷越理不尽之仕儀ニ至候由相聞候処、則吟味相成候事之由申之、不念之筋相聞不申候」

(附札)

同御代官所
同州同郡下若江村小屋ニ

此佐七儀、伺之通非人
罷在候
四ヶ所長吏下非人番小頭
番小頭取放、三十日手鎖
可申付処、非人番之儀ニ付 所預 佐 七
長吏共江引渡、相当之
亥三拾六歳
咎申付候様可被申渡候

(黄紙下ヶ札)

此佐七儀、兼而之申渡を相守、不作法無之様可致処、非人番小頭之儀者平非人番与者身分違候様心得違候由、西郡村会所棟類江腰を懸、庄屋代之者江及応対、居村ニ而者庄屋居宅板間等江無会积腰を懸及応対来候段、兼而之申渡ニ背、身分を不弁不作法ニ相当、不埒ニ付非人番小頭取放、三十日手鎖可申付処、非人番之儀ニ付、長吏共江引渡、相当之咎申付候様可申渡候哉

(紺書)
「類例

寛政八辰年七月

町奉行

小田切土佐守掛り

一 小普請佐野駒之丞父佐野十左衛門借用金之儀ニ付、不法申懸候一件之内

浅草猿屋町

家持札差

小嶋屋西之助手代

源 助

右之もの儀、小尾宇右衛門罷越、主人酉之助江逢度由を申聞候処、両度迄留守ニ候ハ、如何様ニも致し、其翌日者酉之助在宿致候様取計可申処、無其儀宇右衛門儀書付出候様申聞候処、其儀も相断、其上宇右衛門談中多葉粉等給、不敬之致方不埒ニ付、五十日手鎖

右御咎附

右差当り相当之例者相見不申候得とも、明和六丑年三月依田豊前守伺之上御咎申付候浅草旅籠

町壺丁目代地茂兵衛店札差喜兵衛并同人手代与
四郎儀、小普請組妻木平四郎支配海上弥惣兵衛
家来与申立候南本所石原町伊左衛門店浪人廣野

左久馬方ハ直差可致与申遣、心ニ不応儀ニ候ハ、
弥惣兵衛方江早速罷越相談ニおよひ、不得其意
候ハ、直差相止させ可申儀、且又途中ニ而出合
候ハ、屋敷江相伴ひ得与相談ニ可及処、途中ニ而
彼是争合人集、既ニ左馬刀ヲ拔候程之及時宜候
段、不埒之取計方ニ付、兩人共急度叱り置候類
例ニ見合、此者儀者御目見以上之者江対、不敬之
致方ニ而品不宜候間、五十日手鎖

右相当之例不相見、源助類例ニ見合候得者御目見
以上之者江対し不敬之儀トハ、訳も違候付、品輕候
得共、小頭茂致居候者ニ候得者、其儘為勤置候茂如
何ニ付、伺之通及差函

一左之手覚并例書差出之」

手覚

在方非人番小頭不作法糺之儀、本郷庄屋役之
のハ申付、出郷穢多共多数非人番共小屋江罷
越、狼藉およひ手疵為負候一件与有之候題号ニ
而、御仕置相伺置候処、右之内河州下若江村非
人番小頭佐七居村、此度大久保加賀守殿御役知
ニ相成候処、右御役柄領分ノもの入交候一件も
手鎖・過料以下之輕御咎ニ而、先例有之分者於当
表御差函可有御座、見合之例も無之分者輕御咎
ニ候とも江戸表江可奉伺旨、御下知を以被仰渡
候付、右類之儀者以来於当表御差函可有御座
旨、九年以前辰年六月松平能登守殿御城代之節
被仰渡候、然ル処前書佐七御咎例之儀、別紙大
和屋惣八者酒狂ニ而取鎮候同心江致慮外候儀ニ
而、前書佐七者庄屋江対シ無会积椽ヲ類江腰掛致不
作法候付、惣八ニ見合其外趣意者違候得共、別

紙長吏下小頭武助等閑之取計いたし候御咎等ニ見競、黄紙之通相伺置候、尤右者聡与先例有之儀与治定仕候儀ニ者無御座候得共、右躰見合之儀も有之、殊御役地ニ不相成候以前ニ、伺書上ケ置候儀ニ付、於当表御差図可被成下候哉之事

例書

平賀信濃守

(朱書)

〔佐七類例〕

谷町老丁目

大和屋

惣 八

右惣八儀、平日御役所江小遣人足相働候身分ニ候得者、不断ニ身持をも相嗜可申処、無其儀酒狂与者乍申、御役所前とも不恐及嵩高、剩取鎖候同心江理不尽ニ捆掛り候段不届ニ付、三十日手鎖

(朱書)

〔右者天明五巳年六月佐野備後守勤役中、其節之御城代阿部能登守殿江相伺候上落着

同断〕

道頓堀長吏下

小頭

武 助

右武助儀、兼而風聞承合之儀相頼置申間敷候処、無其儀、吉兵衛・藤七儀者懇意之者ニ付、風聞知らせ貰候迄之儀者別状成儀も有之間敷与心得違、容易ニ相頼置候故、右之者共内証ニ而捕ものをいたし候仕儀ニ及、其上右不埒之取計仕候儀承候ハ、不慥成儀ニ候共、其筋之役人共迄内意申聞、差図を請可申候処、是又等閑ニ仕候段、旁不埒ニ付、小頭取放、五十日押込可申付ものニ候処、長吏下之者ニ付、長吏共江引渡相当之仕置

(朱書)

〔右者寛政元酉年六月小田切土佐守勤役中、其節之

御城代堀田大藏大輔殿江相伺候上落着」

(紺書)

「右之通申出候付、勘弁候処、兩例共的例ニハ無之候得共、類例殊ニ御役知不相成以前差出候伺書、其上

御咎も輕キものニ付、右一件於当表及差函」

右之もの吟味仕候処、右村方并若江村非人番ニ而近村拾五ヶ村之非人番小頭いたし罷在候処、去戌十一月六日前書西郡村出郷東村穢多市兵衛儀、売捌候綿者同人手作之由申立候候間、市兵衛・綿作等いたし候儀相違無之哉承度旨、前書長吏下小頭専助・忠五郎分申越候付、

(朱書)

「右専助・忠五郎儀、市兵衛綿作いたし候哉之否調之儀、佐七江申付候手續相糺候処、佐七儀者市兵衛近村之者ニ付、同人綿作等いたし候否之儀ハ相弁可罷在、無左候而も、右近辺ニ而承合候ハ、可相分与同人江申付候処、前書西郡村会所江罷越、前書繁次郎江会所ニ而承候節、不作法いたし候段、吟味之上承驚人、尤非人番共儀兼而庄屋其外百姓共江村、不作法不致様申付置候処、佐七儀本文之通不作法いたし候段、

恐入候由申之、不束之筋相聞不申候」

市兵衛綿作いたし候否相探候処、無相違様子ニ相聞候付、右之次第専助・忠五郎江可申通与存候得共、猶為念前書西郡村庄屋死亡藤次郎方江内々為承合罷越候処、同人病氣ニ而忤繁次郎儀村方会所ニ相詰罷在候付、無何心縁マ類江腰を懸、市兵衛綿作いたし候否、繁次郎江承合候処、市兵衛ハ綿作いたし候者之由申答候付、其儘帰村いたし候処、其後繁次郎分此もの儀会所縁類江腰を掛、片膝上候段、不作法之由申立、此者居村庄屋幸五郎江糺之儀懸合候由ニ而、幸五郎分糺請候付、縁類江腰掛候儀者相覚候得共、片膝上候者決而不相覚候旨申答候処、右村方江罷越、申訳可致様、幸五郎分申付候付、其段相心得罷在候処、繁次郎儀支配之穢多共呼寄、此ものを打擲為致候哉ニ風説承候付、態与病氣之由申立、不罷越候処、其後繁次郎儀此者村方庄屋幸五郎方江罷越、若江村其節之庄屋長左衛門立会、糺請候付、非人番小頭之儀者差凶者無之候得共、平非人番与者違候儀与心得違、近年村方庄屋居宅揚り口等ニ而も腰を懸候

付、前書西郡村会所江罷越候節も同様心得違、右之仕儀ニおよび候段、申答置候処、其後此者留守中不存寄、東村穢多共多人數罷越、其節此もの小屋江參合居候前書吉兵衛を致打擲、手疵為負、此者并清七小屋ニ而あふれ諸道具打損、猶又所持之品五点致紛失候付、其後申合訴出候処、吟味ニ相成、非人番小頭之身分ニ而村方会所椽類又者庄屋居宅板間等江腰を掛及応対候段、心得違之儀与今更心付致後悔、恐入候段申之候付、兼々於村方庄屋年寄其外百姓共江対、不作法不致様申渡置、長吏共今も同様申聞置候由之処、右躰不作法いたし候段、申渡を不用筋ニ相当不埒之旨、吟味詰候処、可申立様無之由申之候

(朱書)

「書面吉兵衛相糺候処、佐七方江用向有之罷越、佐七留守中ニ付、帰を待請罷在候処、東村穢多共佐七行衛此者江相尋候節、大勢之儀ニ付、相驚狼狽罷在候処、不存寄打擲ニ逢、面会江三寸計之擲疵壹ヶ所請候得共、其節早速致平癒、勿論意趣等請候覺無之儀

ニ付、無申分由申之候付、清七相糺候処、穢多共大勢罷越、佐七行先相尋候節、一同不常躰候付、怖敷存、其儘逃出候処、跡ニ而諸道具打損、鳥目壹貫文致紛失候段申立候付、同役并私組同心共差遣、損所為改候処、佐七方障子七枚、糸車・行燈・多葉粉盆打碎有之、清七方ニ而者入口之戸障子五枚、其外行燈打碎、茶碗・壺等打破有之段申聞候

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下札を以相伺申候、以上

亥

六月

平賀信濃守

2 文化十三年六月大坂城代松平輝延差図、垣外番之

身分ニ而手疵為負致片輪ニ候者一件(第一一冊)「大

坂 文化十三年六月上 御仕置伺留」所収)

(内表紙)

「 垣外番之身分ニ而手疵為負致片輪ニ候者

一件吟味伺書

書面御附札之通御仕置可申付旨被仰渡承知仕候

子六月朔日

荒尾但馬守

平賀信濃守

卷(朱書)

去亥九月廿六日津村東之町垣外番仁助儀、升屋町

弥助江手疵為負候旨訴出候間、為檢使同役并私両

組同心差遣為改候処、左之睡上下豎ニ四歩計眼玉

江掛ケ切疵一ヶ所有之旨、同心共申聞候付、疵養

生申付置候処、此節疵所癒候得共、左之眼盲候付、

一件吟味仕候趣、左之通御座候

(附札)

此仁助儀、存命候ハ、

敲之上申追放可申付者

ニ候得共、非人番之儀ニ

付、長吏共江引渡、相当

之仕置可申付様可申渡

ものニ候段、一件之もの

江可被申渡候

津村東之町
垣外番

四ヶ所長吏下

仁 助

(黄紙下ケ札)

此仁助儀、垣外番ニ被雇候上者町内ニ人寄等有之節、見

廻り候儀者持前有之候処、立売商人共今田葉粉錢乞

請、猶又格別ニ見廻候旨、再心錢乞候事発、商人共

尖及断候□致口論候ニ付、商人共盜賊之由及悪口候を

往來人実々盜賊与心得立騒候仕儀ニ相成、既弥助儀も

同様心得違、此ものを及打擲候ニ付、其場を可通ため

と者乍申、振廻シ候出刃庖丁弥助左之眼江当り、營之

障ニ者不相成候江共、一眼盲片輪同前ニ相成候始末、垣

外番之身分ニ而別而不届ニ付、存命ニ候ハ、敲之上重追

放可申付者ニ御座候得共、非人番之儀ニ付長吏共江引

渡、相当之仕置可申付様可申渡者ニ候段、一件之もの

江可申渡候哉

(紺書)

「御定

一 口論之うへ人ニ疵付
片輪ニいたし候もの

中追放

但、渡世も難成程之片輪ニいたし候ハ、遠嶋

文化六巳年四月松平能登守差図 平賀信濃守懸

一 盜手疵為負御構場江立入候者吟味伺書之内

無宿

髮結の

伊三郎

右伊三郎儀、伊兵衛与口論之上剃刀を以手疵為

負、片眼盲片輪同然ニいたし候段、疎忽^罪之至不

届ニ候得共、伊兵衛渡世之障ニ相成候儀も無之、

疵所も平癒いたし候上者以来此者江対無申分旨

申之候付、中追放

文化五辰年三月松平能登守差図 平賀信濃守懸

一 盜かたり手疵為負致博奕候者一件之内

無宿

鍛冶屋の

松之助

右松之助儀、密通之女みつ薄情之申方有之由、

懐劍を以疵付、右疵所ニ而片輪同様ニ相成候段、

不届ニ候得共、營之障ニ不相成儀ニ付、存命ニ候

ハ、中追放

文化十四年五月大久保加賀守差図 平賀信濃守懸

一 殺害并強盜取逃博奕ねたり事いたし候もの

一件之内

無宿

ごほうの

太吉

右太吉儀、行衛不知無宿かごの忠兵衛申合、博

奕場江罷越、無心申懸、錢ねたり取候段、不届

ニ付、存命ニ候ハ、敲之上大坂三郷払

右御定并兩例ニ見合候得者、敲之上重追放ニ而者重

モ過候ニ付、敲之上中追放之方及差図」

右之もの吟味仕候処、先達而合町内垣外番ニ被相雇罷

在候処、去亥九月廿七日者亀井町御靈社祭祀ニ付、廿

六日暮時頃合町内大道ニ通り掛り之生魚商人共数多寄

集、立売商いたし、往來人共群衆いたし候間、火之

元万端見廻り之ため、同夜五ツ時頃町内見廻り候折節、風与当座之存付ニ而、右鉢格別見廻り候儀ニ付、其心合を以商人とも江多葉粉錢少々貴度旨、無心申聞候処、得心之鉢ニ而銘々売溜錢之内五文十文申受、酒等相調給、猶又同夜四ツ時頃見廻り、其節も最初同様多葉粉錢貴度旨申候処、商人共儀度々致出錢候儀者迷惑之由するとに及断候段、腹立存、是非共出錢不致儀ニ候ハ、外町江罷越立商可致旨申聞候処、最前出錢為致候上、猶又右鉢申聞候段、盜賊同前之仕方抔口々致悪口候付、以前ニ給候酒之酔強出、彼是声高ニ致口論候内、往来之もの者最前ハ商人共与致悪口候言葉之荒増聞留、誠之盜賊与心得候哉、此ものを多人數寄集致打擲候付、申分ケいし候共、迎も聞分ケ間敷与存、其場を遁、町内播磨屋重助居宅江逃込候処、大勢之もの共追駈、盜賊逃込候由申之、引統這入候処、重助母ひさ罷出、右之ものハ町内垣外番之趣申聞呉候間、一同家内を立出候付、

(朱書)

「書面重助・ひさ、相糺候処、其節重助儀者致他行、ひさ老人留守致し罷在候処、大勢之もの本文仁助を盜賊之由申立這入候処、垣外番之由申聞候得共、一同表江出候ニ付、戸をメ候儀ニ而其余之儀者不存候旨申之、仁助申口符合仕候」

最早事済候儀与存、表江立出候処、往来ニ者矢張大勢之もの共寄合居候而、其節名前不存弥助儀此ものを致打擲候付、手向いたし候ハ、多人數助力茂可致様子ニ付、迎も難叶存、威候而成とも身を可遁与辺之店先ニ有之候出刃庖丁を以無目当振廻し候処、同人面鉢ニ当候と相覚江声立倒候処、外多人數之もの右ニ相恐候哉、離散いたし、庖丁者混雜ニ取紛何れニ落候哉不相覚候処、被召捕候儀ニ而、素合弥助知ル人ニも無之上者外ニ意趣意恨等茂無之処、同人儀右疵ニ而片眼盲片輪同前ニ相成候由承り、驚入後悔いたし候儀之由申之候得共、実者弥助打擲いたし候儀を深く憤り可殺存念ニ而、右之始末および候儀ニ可有之段、察度申聞、重々吟味仕候処、曾

而左様之儀無之段申之候得共、右始末不屈之旨吟味詰候処、無申披誤入候由申立候後、病死仕候

(朱書)

「書面其夜之始末発端及口論候商人并往来人迄も風聞為相探候処、多人数寄集混雜之場所ニ而者其砌致離散候儀ニ付、名前相知不申、所之者共相糺候処、口論之趣意ハ不存候得共、手負人有之由承り候付、早速駈付ケ介抱致手当等訴出候事ニ而、仁助儀多葉粉錢と申立、商人共今鳥目貫受候儀者初而承り候由申之候、且立売商之儀も是又相糺候処、前々今仕来ニ而同夜者諸方通掛ケ之生魚商人とも寄集立売仕候儀ニ而、尤何方之者共名前等相糺候儀無之由申之、仁助申口符合仕候」

(附札)

此弥助儀、伺之通
急度叱置可被申候

所預

升屋町
住吉屋金次郎幼少
代判嘉右衛門日雇

弥 助
子貳拾六歳

(黄紙下ケ札)

此弥助儀、仁助町家江逃込候節、盜賊ニ而者無之、町内垣外番之由、家内之もの申聞候節者、表ニ罷在不承留儀ニ無相違相聞候得共、往来人盜賊之由ニ而仁助を追駈候を卒忽ニ致信用、虚実をも不相糺、大勢ニ立加り利不尽ニ致打擲候事発、既手疵受候仕儀ニ相成候段、不束ニ付急度叱り置可申候哉

(紺書)

「類例

文化六巳年四月松平能登守差図

平賀信濃守懸

一盜手疵為負御構場江立入候者

吟味伺書之内

撰州天王寺村

久保町

天満屋

伊兵衛

右伊三郎ニ出会、煮売屋江立寄酒給候上、於途中伊兵衛の拳を以打擲いたし候処、伊三郎兼而渡世ニ懐中いたし候剃刀差出振廻し疵為負、左ノ眼江懸片眼盲候得共、渡世之障ニ者不相成、最初伊兵衛及打擲候故、右之仕儀ニ至候段、不

東ニ付急度叱り」

右之もの吟味仕処、疵請候手続者仁助同事之申口ニ而、同夜四ツ時頃此もの儀用事有之、右町迄罷越候途中、其節名前不存仁助を目差、盜賊之由往来人共口々申立、追駈候を実事与存、大勢之人氣ニ被誘引、前後無思慮、右之人数ニ加り、供々前書播磨屋重助居宅門口迄追駈候処、仁助儀逃入候付、大勢之内引続這入候得共、此もの儀表ニ猶予いたし居候内、仁助表江立出候付、此者儀も折節酒給罷在、不取敢拳を以致打擲候処、仁助儀出刃庖丁を振廻し候故、此もの面躰江当り疵受候付、眼闇ミ倒候儀ニ而、其余之儀者取昇不相覚候よし、尤知ル人ニも無之上者意趣兼テ恨等請候儀者勿論、疵所も癒候上、左之眼盲候得共、渡世之障ニ相成候程之儀も無之、元来仁助儀者盜賊ニ而も無之、魚商人之もの分錢を乞候口論ニ相成、盜賊同前之仕方与相手之及悪口候を、往来人共誠之盜賊と承り違騒立候儀ニ而、既ニ重助宅江駈込候節も同人家内之もの分盜賊ニ而者無之訳申聞候付、追掛這候

もの共追々立出候儀之由跡ニ而承り、全卒粗カ忽之至後悔いたし候旨申之候得共、実者最前ニも打擲いたし、猶垣外番之趣重助家内之もの申聞候節も聞留罷在候得共、兼而意趣有之ニ付、右之混雜ニ紛し致打擲候儀ニ可有之段、察度申聞致吟味候処、曾而左様之儀尔者無之段申之候得共、右始末不埒之旨吟味詰候処、可申立様無之由申之候

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下ヶ札を以相伺申候、以上

子四月

平賀信濃守

文化十三年六月大坂城代松平輝延差図、密通之もの申合主人之小兒を連出奔いたし候者一件(第一冊)「大坂 文化十三年六月上 御仕置伺留」所収)

(内表紙)

密通之もの申合主人之小兒を連

出奔いたし候者一件吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候

子六月五日

小菅備後守

七(朱書)

川端町和泉屋八郎兵衛儀、中之町農人町河内屋傳兵衛請人ニ取、石原庄三郎御代官所堺統湊村和泉屋伊兵衛娘つまを当式歳ニ相成候孫熊吉乳母ニ召抱置候処、当正月十五日熊吉を抱罷在候儘ニ而、行衛不相知歎鋪存候旨札之儀、同月十八日願出ニ付、

親請人呼出相札候処、願之通相違無之、方々相尋

罷在候事之由申之ニ付、つま行衛之儀親請人江尋

申付、風聞為立聞候処、当表長吏金兵衛手下非人

為藏与致密通居、為藏儀茂同日より行衛不相知旨

相聞候付、兩人共召捕手当申付置候処、召捕候付、

熊吉者八郎兵衛江引渡、一件吟味仕候趣、左之通

御座候

(附札)

此つま儀、伺之通非人

手下可被申付候

石原庄三郎御代官所

堺統湊村米屋徳兵衛

借屋和泉屋伊兵衛娘

子正月廿七日入牢 つま

同四月十三日申口 子式拾五歳

相分、下宿所預

(黄紙下ケ札)

此つま儀、乳母奉公中為藏与致密通、其上伊勢参宮之儀同人申勸メニ致同意、尤熊吉残し置候而者飢ニ及ひ可申と存候連、主人之小兒を連、為藏申合、致出奔候段、素々徒令事発候儀、不慮之至不屈之心得共、出奔後も小兒大切ニ相育罷在候趣者無相違、既尔主人より御仕置有免之儀相願候間、不及咎之沙汰旨可申渡処、為藏者長吏手下非人与申儀乍相弁密通いたし候儀ニ付、非人手下ニ可申付候哉

密通之もの申合主人之小児を連
致出奔候もの御咎見合候類例書

小昔備後守

内藤十郎右衛門御代官所

摂州西成郡西高津村

髭剃森本屋九兵衛家守

山田屋丈助下女

せ き

右せき儀、亀松養育難仕旨、傳四郎申候とも、
未乳離も不仕、主人之娘を残し置、欠落仕候
段、不軽儀不埒ニ御座候間、五十日手鎖可申
付候哉

此せき儀、乳母奉公勤候身分ニ而、乳離も不致
主人之娘を残し置、欠落いたし候段、不軽儀不
埒ニ候得共、兼而申合候儀与も不相聞、忤亀松愛
情事発候事与相聞候ニ付、二十日手鎖ニも可申
付ものニ候得共、主人有免相願候上者咎之沙汰ニ
不及旨可被申渡候

(朱書)

「右者明和六己丑年六月曲淵甲斐守勤役中、其節
之御城代松平和泉守殿江伺之上落着」

(緋書)

「右例ニ見合、伺之通及差因」

右之もの吟味仕候処、親伊兵衛手前ニ罷在入夫庄七
三人相暮罷在候処、兼而困窮之上去亥六月此者儀出
産男子致出生、手稼等茂相怠り困窮弥増難永続候付、
以熟談離別之上庄七儀者実家江引退、出産之小児者
親伊兵衛手前ニ而相育、此もの儀者乳茂沢山ニ付、前
書傳兵衛請人ニ相頼、去亥七月分当三月迄八郎兵衛
方江乳母奉公ニ罷越、太切ニ撫育いたし罷在候処、為
藏儀日々米費与して八郎兵衛方門ト先江罷越、いつと
なく心易相成候処、去十月頃与覚、為藏儀不斗密通
之儀申掛、何之無思慮承引、其後主人手前申繕、為
藏小屋ニ而度々密会候処、

(朱書)

「書面之為藏吟味仕候趣、奥ヶ條ニ申上候」

為藏申聞候者兼而心願之儀有之、伊勢參宮致度存罷

在候間、春ニ茂成候ハ、同道可致旨申勸、此もの儀も參宮之志有之候得共、乳母奉公之儀暫時も小兒難手離候間、暇之儀主人江相願候とも所詮承引致間敷旨申答候処、何分首尾を見合、暇之儀相願可申旨申之、其後毎々相尋候付、取繕答置候処、当正月十五日為年礼親元江罷越候^様、八郎兵衛申付候ニ付、熊吉を抱伊兵衛方江罷越、祝詞申述、同日夕方立帰候途中、為藏ニ出逢、同人小屋江罷越、何角咄合候内、最早參宮之時節ニ茂相成候間、同道可致旨達而申之、此もの義も前以參宮之志有之、折柄与風同意ニ相成候得共未乳離も不致小兒残し置罷出候ハ、飢ニおよひ候、連行候ハ、八郎兵衛。相憤^{始熊吉同觀}、且者歎可申と兎哉角思慮仕候内、追々及深更終ニ夜茂明離れ、今更主家江難帰、猶又為藏申聞候者參宮日数茂纒之儀、途中熊吉大切ニいたし連行候ハ、飢候儀も無之、無滞致參宮、帰宅之上相詫候ハ、事済可申間、熊吉連行可申旨申。候付、致同意、同夜為藏同道罷出落道能々思慮仕候処、右之始末不埒之儀与心付、早々立

近世被差別身分の裁判例について

帰可申与存候処、被召捕候旨申之候得共、

(朱書)

「書面之親伊兵衛・請人傳兵衛相糺候処、奉公ニ遣候手續つま申口同事申之、行衛不相知候間、方々相尋候儀ニ而召捕ニ相成候節、早速人代り相立候事之由申之、不念之筋相聞不申候、八郎兵衛儀小兒引渡ニ成候後、平生何之相替儀無之、全つま儀大切ニいたし罷在候儀者無相違相見候、殊更早速親請人代人代り相立無別条相育罷在候間、申分無之、御仕置有免相願候旨申之候」

右申立者偽ニ而外ニ子細有之、主人之小兒引連、為藏申合致出奔候儀ニ可有之旨、再応吟味仕候処、前書申立之通無相違旨申之候得共、右始末不慎之至不埒之旨吟味詰候処、可申立様無之旨申之候

当表四ヶ所長吏之内
南惣堀土居ニ罷在候
湊長吏金兵衛手下
非人

此為藏儀、伺之通五十日
手鎖可申付処、長吏手下
之者ニ付、長吏共江引渡
相当之咎申付候様申渡
引渡可被申候
子七月廿七日入牢 為 藏
同四月十三日申口 子式拾八歳
相分、小屋預

(黄紙下ヶ札)

此為藏儀、長吏手下非人之身分ニ而、つま江密通いたし、
伊勢參宮致度候迎、つま江も申勸メ、同人主人之小兒を
連候儘、誘引出致出奔候段、不埒ニ付五十日手鎖可申付
処、長吏手下之者ニ付、長吏共江引渡、相当之咎申付候
様申渡し引渡可申候哉

密通之もの申合主人之小兒を連
致出奔候者御咎見合候類例書

小菅備後守

大坂札之辻町明石屋

伊助借屋

西村屋

甚兵衛

右甚兵衛儀、さわを誘引出、伊勢參宮いたし
罷歸候後、さわ儀親市右衛門方江難立歸旨申
候ハ、如何様ニ茂有メ差返可申処、乍暫も引込
置、市右衛門より可及出訴旨申候を怖敷存候
迎、さわを連退候始末、不埒ニ付三十日手鎖

(朱書)

「右者天明二壬寅年十二月佐野備後守勤役中、其節
之御城代戸田因幡守殿江伺之上、翌卯年正月落着」

大坂東寺町前森川屋

音藏借屋津國屋嘉兵衛

同家親

弥兵衛

右弥兵衛儀、弥八相果候後、とせ与致密通、物
置与申立、借屋借受、忍セ置候処、同人儀無
断親新兵衛方江罷越、不立歸者全此ものを嫌
ひ候儀与憤、手疵為負候始末、不届ニ御座候
上、とせ者非人手下之者と申儀乍相弁致密通
候儀ニ付、此もの儀も非人手下

(朱書)

「右者寛政二庚戌年十一月松平石見守勤役中、其節之御城代堀田相模守江河之上落着」

右のもの吟味仕候処、奈良北半田突抜町筆工紀州屋其市悴ニ而、其市儀者先達而相果、親跡相続難相成致出奔、所々知ル辺之もの世話ニ相成罷在、三年已前戌十月より金兵衛手下ニ相成、日々市中江米貫ニ罷出候内、去十月頃不斗つま江密通申掛、其後於小屋及密会、当正月十五日誘引出致出奔候手続、つま申口同事ニ而路道能々相考候処、右之始末不埒之儀与此もの儀も心付、早々立帰可申と存候処、被召捕候旨申之得共、右申上候者偽ニ而実ハ外尔子細有之、主人之小兒連させ致出奔候儀可有之旨、再応吟味仕候処、前書申立之通無相違旨申之候得共、右始末不埒之旨吟味詰候処、可申立様無之旨申之候
右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下ヶ札を以相伺申候、以上

子五月

小菅備後守

近世被差別身分の裁判例について

4

文政二年十月大坂城代松平輝延差図、無宿之身分ニ而武芸を教百姓并非人番等稽古いたし候一件(第七四七冊「大坂 文政二卯年十月 御仕置伺留」所収)

(内表紙)

無宿之身分ニ而武芸を教百姓并

非人番等稽古いたし候一件吟味伺書

書面伺之通御仕置可申付旨御附札を以被仰渡承知仕候
卯十月十五日

荒尾但馬守

七 (朱書)

永井飛驒守御預所河州三箇村非人番兵助居小屋ニ而武芸之稽古いたし候趣風聞有之候一件吟味仕候趣左之通御座候

(附札)

此綱之助儀、伺之通所払可申付処、無宿

当時無宿
卯八月八日入牢 綱之助

之儀ニ付、大坂三郷

払可被申付候

卯三拾六歳

(黄紙下ヶ札)

此綱之助儀、国許ニ而習覚居候由、無宿之身分ニ而非人番之居小屋江人集いたし、武芸を教候段、謝礼等請候儀ニ無之共、不届ニ付所払可申付候処、無宿之儀ニ付、大坂三郷払可申付候哉

〔緋書〕
〔例〕

享和三亥年四月稻葉丹後守差図 佐久間備後守懸

一 百姓町人之身分ニ而武術を教候者一件

吟味伺書之内

篠山十兵衛御代官所

摂州西成郡木津村

百姓

仁左衛門事

源 七

右源七儀、謝礼等賞候儀者勿論、家業を等閑ニ

いたし候儀ニ者無之共、百姓之身分ニ而致人集武

術を教候段、不届ニ付所払

右例ニ見合、伺之通及差図

右之もの吟味仕候処、丹後国出生ニ而於国許百姓いたし居候得共、身分不詰之儀有之、去寅十二月分国許欠落いたし、所々徘徊之上、当表長町木賃宿ニ而一夜泊いたし、歩行荷持相働罷在、河州守口辺迄罷越候節、同州三箇村非人番兵助与知ル人ニ相成、咄合之内、此もの若年之頃八重垣流剣術之業慰ニ稽古いたし候儀及噂候処、教具候様申聞候得共、元来指南いたし候程之芸ニも無之候故、習覚候迄之儀を可教遣旨約束いたし、当四月迄之内折々兵助居小屋江罷越、覚居候業形丈ヶを教遣候内、同人近村百姓共非人番等追々聞付、俱々稽古いたし度旨申罷越候付、知ル人ニ相成、当三度程右兵助小屋ニ而教遣、其後身分不相応之儀与心付候付、及断相止、勿論謝礼等申請候儀無之候処、吟味相成恐入候旨申之候付、実者無宿之身過ニ可致与謝礼請、身分を不顧武芸指南いたし候儀ニ可有之旨、察度申聞、再応吟味仕候処、曾而左様之儀無之由申之候得共、右始末不届之旨吟

味詰候処、無申披由申之候

(附札)

此兵助儀、伺之通三十日手
鎖可申付処、非人番之儀ニ
付、長吏共江引渡、相当之
答申付候様可被申渡候

所預

兵 助

卯三拾六歳

四ヶ所長吏下非人番

野小屋ニ罷在候

河州讚良郡三箇村

永井飛騨守御預所

(黄紙下ケ札)

此兵助儀、非人番之身分を不顧、無宿之綱之助
江指南を頼、居小屋江人集いたし、武芸之致稽古
候段、席料取候儀ニ無之共、不埒ニ付、三十日手
鎖可申付処、非人番之儀ニ付、長吏共江引渡、相
当之答申付候様可申渡候哉

〔例〕
(紺書)

前書例一件之内

阿波町飛騨屋安兵衛
支配借屋

大津屋

勘 兵 衛

外

両 人

右勘兵衛外兩人儀、家業等閑ニいたし候儀与者不

相聞候得共、町人之身分ニ而武術致稽古候段、不

束ニ付、三人共三十日手鎖

御定

一 非人御仕置

穢多彈左衛門江渡

仕置ニ可致旨申付

但、遠国非人者其所穢多頭江仕置申付候様

申渡

右例并御定ニ見合、伺之通及差図」

右之もの吟味仕候処、前書綱之助申口符合仕、不斗
心得違、同人兼而習覚居候武芸を教貫候内、近村百
姓并非人番共追々所望いたし候付、手細工ニ而道具等
拵、兩三度程寄合稽古いたし候得共、

(朱書)

「右兵助居小屋ニ有之候稽古道具五品取上置申候」

綱之助及断不罷越後者、寄合候儀も無之、勿論同人
江謝礼之金銀贈候儀も無之候処、吟味請恐入候旨申
之候付、実者席料等之欲心二拘、綱之助を居小屋江引

入、身分不相応之武芸稽古いたし候儀ニ可有之旨察
度申聞、再応吟味仕候処、曾而左様之儀無之由申之
候得共、右始末不埒之旨吟味詰候処、無申披由申之
候

(附札)
此吉次郎外拾老人儀
伺之通三十日手鎖可
被申付候

前書三箇村
百姓徳右衛門同居
吉次郎
卯拾八歳
同 仁右衛門倅
巳之助
卯貳拾三歳
同 彦兵衛倅
音 松
卯貳拾貳歳
同 半兵衛倅
与之助
卯貳拾歳
同 七左衛門倅
七右衛門
卯貳拾六歳
同村
百姓
新 兵衛
卯四拾五歳
同断

同 吉右衛門倅
茂十郎
卯貳拾八歳
同断
同御預所
同州茨田郡赤井村
同 林右衛門倅
丈右衛門
卯貳拾貳歳
同断
同 林左衛門倅
吉五郎
卯貳拾歳
同断
同 清八倅
源 藏
卯貳拾貳歳
同断
松平甲斐守領分
同州同郡野崎村
同 長兵衛同居弟
忠兵衛
卯貳拾六歳
同断
同領分
同州讚良郡龍間村
百姓
太兵衛
卯貳拾七歳
同断

(黄紙下ヶ札)

此吉次郎外拾壹人儀、百姓之身分ニ而農業等
閑ニいたし候儀ニ無之共、無宿もの江指南を頼、
武芸之稽古いたし候段、不埒ニ付三十日手鎖
可申付候哉

(紺書)

〔前書兵助例同断〕

右之もの共吟味仕候処、前書兵助居小屋ニ而武芸之
稽古いたし候由承、不斗心得違所望ニ存、教呉候様
相頼、追々罷越、当二月の四月迄之内両三度稽古い
たし候段、前書之もの共申口符合仕、勿論一同謝礼
等者相贈不申、農業等閑ニいたし、右躰之儀ニ打掛居
候儀ニ者無之、兵助方江席料遣候儀も無之候処、吟味
請恐入候旨申之候得共、右始末不埒之旨吟味詰候
処、無申披由申之候

(附札)

此長吉外六人儀、伺
之通三十日手鎖可申
付処、非人番之儀ニ

所預

長吉

岸本武十郎御代官所
河州茨田郡横堤村

野小屋ニ罷在候

四ヶ所長吏手下非人番

付、長吏共江引渡、
相当之咎申付候様可
被申渡候

卯拾七歳

木村宗右衛門御代官所

同州河内郡日下村同断

卯兵衛倅

与惣五郎
卯二拾八歳

同断

永井飛騨守御預所
久貝遠江守知行所

同州讚良郡北条村同断

源八

同断

松平和泉守殿領分

河州茨田郡北嶋村同断

源七倅

清七

同断

松平甲斐守殿領分

同州讚良郡中垣内村同断

卯八倅

治右衛門
卯式拾貳歳

同断

同

新五郎
卯拾六歳

同断

同領分

同州同郡龍間村同断

林助俸

同断

宇八
卯式拾貳歳

(黄紙下ケ札)

此長吉外六人儀、非人番之身分を不顧、無宿もの江指南を頼、武芸之稽古いたし候段、不埒ニ付、三十日手鎖可申付処、非人番之儀ニ付、長吏共江引渡、相当之答申付候様可申渡候哉

(紺書)

「前書兵助例御定同断」

右之もの共吟味仕候処、前書之もの共申口符合仕、兵助居小屋ニ而武芸を習居候付、此もの共儀も心得違、俱々教呉候様綱之助江相頼、当二月分四月迄之内兩三度程稽古いたし候得共、謝礼并席料等贈候儀無之、吟味請、恐入候由申上之候得共、右始末不埒之旨吟味詰候処、無申披由申之候

(附札)

此庄屋年寄儀、伺之通、庄屋者過料三貫文申付、年寄者急度叱り置可被申付候

前書三箇村

庄屋
年寄

(黄紙下ケ札)

此庄屋年寄儀、村方非人番兵助居小屋江無宿ものを引込、武芸を習、人集いたし候儀不存罷在候段、兼而改方不行届故之儀、不念ニ付庄屋者過料三貫文申付、年寄者急度叱り置可申候哉

(紺書)

「例

前書例一件之内

右木津村

庄屋
年寄

右之者共儀、村方源七宅江致人寄、武術を教候儀、吟味相成候迄不存罷在候段、兼而改方不行届故之儀、不念ニ付庄屋者過料三貫文、年寄者急度叱り

右例ニ見合、伺之通及差図」

右之者共吟味仕候処、村方非人番兵助居小屋江当時
無宿之もの立入、近村之もの共^{又ハ}。非人番等迄寄集、
武芸を稽古いたし候儀、曾而不存、吟味之上初而承、
驚入候由申之候、右始末不念之旨吟味詰候処、可申
立様無之由申之候

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黄紙下ケ
札を以相伺申候、以上

卯九月

荒尾但馬守

解説

本稿では、『大坂都督所務類纂』（静嘉堂文庫蔵）に含まれる近世被差別身分に関する裁判例を紹介したい。大坂町奉行或は堺奉行から進達された吟味伺書に対して、大坂城代松平輝延^①が指図（「差図」）した事例のうち、「1 文化十三年（一八一六）二月大坂城代松平輝延差図、在方非人番小頭不作法糺一件」（第八冊「大坂文化十三年二月 御仕置何留」所収）について解説する。

本件は、穢多身分の人びとが、本郷庄屋役の者から、在方非人番小頭による庄屋代の者への不法法を糺すよう命じられて、非人番小屋で惹き起こした狼藉事件である。

文化十一年（一八一四）十二月六日、河内国若江郡西郡村庄屋藤次郎方へ、在方非人番小頭の佐七がやって来る。佐七は近村十五ヶ村の非人番小頭で、大坂四ヶ所長吏下小頭の専助と忠五郎から、同村穢多市兵衛

（不正の品を取り扱った嫌疑のため、大坂町奉行所で吟味を受けている者）の売買した綿が彼の手作りであるか調査するよう命じられていた。^② 庄屋藤次郎は病気のため、伴繁次郎が会所に詰めていたところ、佐七は会釈もせず、縁側へ腰を懸け、片膝を上げて、このことを尋ねた。繁次郎は、市兵衛が綿作をしていると答え、そのまま帰すが、その後、親藤次郎は佐七の不法法を糺すため、佐七居村の庄屋幸五郎に掛け合う。幸五郎方で、繁次郎と若江村庄屋長左衛門が立会い、佐七を呼び出したところ、その節も板の間へ腰を懸け、先的不作法について糺しても、「非人番小頭の身分にては、板の間へ腰を掛け、応対に及ぶことは仕来りである」と答え、糺しには一向頓着しない。繁次郎は、地頭へ願ひ立て糺しを請けるべきと思つて、このことを藤次郎へ伝えるが、藤次郎は庄屋役の身分にて非人番を相手取り、地頭へ願ひ出るのは世間体外聞に拘るので、二〇人ばかりの穢多身分の人びとを佐七小屋へ遣わして、不法法の次第を糺し、もし異議に及べば打擲する

よう命じている。

藤次郎の意を受けた穢多行司三人から命令された一人の穢多身分の者が、大勢で若江郡下若江村非人番佐七の小屋へ押しかけ、その場に居合わせた同国市場村非人番吉兵衛へ手疵を負わせ、さらに佐七並びに上若江村非人番清七の小屋で暴れ、諸道具を打ち損じている。被害を受けた佐七・清七・吉兵衛の三人が、これを大坂町奉行所へ訴え出ると、東町奉行平賀信濃守が掛りとなって、まず穢多身分の者を召捕り、吟味している。

明くる文化十二年（一八一五）二月二十一日、代官小堀中務が支配する西郡村出郷東村穢多行司である半兵衛（四四歳）・伊兵衛（五五歳）・儀兵衛（三八歳）の三人は、いったん牢に入れられるが、重病につき、同月二十九日下宿所預けとなり、申口が分かると、六月十二日他参留となっている。翌文化十三年（一八一五）二月二十日城代は類例に見合い、町奉行何の通り、つぎのように差図している。本件の取調べと判決の申

渡しに、丸一年を要したことになる。

穢多行司三人について、庄屋藤次郎（死亡）から多人数の穢多身分の人びとを非人番小屋へ遣わして、非人番小頭佐七の不法法を糺し、もし相手が異議に及べば打擲するよう命じられた際、いったんは如何かと気づいたにもかかわらず、多人数を遣わしたため、吉兵衛へ手疵を負わせ、佐吉・清七方にて暴れ諸道具を壊す成り行きとなったことは、行司の身分として不行き届きの取計いであり、不束につき急度叱り置くべきところ、穢多の儀につき当表穢多村（渡辺村）年寄へ引渡し、相当の咎を申付けるよう申渡されるべきである。

狼藉事件にかかわった一九人のうち一四人は行方知れずとなっているが、惣助（四四歳）ほか四人は、三人の穢多行司と同様、文化十二年二月二十一日入牢し、重病につき同月二十九日下宿所預けとなっている。奉行所における九日間に及ぶ取調べが苛酷であったため、重病になったものと推察される。この五人について

いて、城代は町奉行何の通り、敲の上、上下若江村を構い、居村払を申付けべきところ、穢多の儀につき、当表穢多村年寄へ引渡し、相当の仕置を申付けるよう申渡されるべきである、と差図している。

死亡した庄屋藤次郎の忤繁次郎（三二歳）について、佐七居村庄屋幸五郎から佐七を西郡村へ差遣わすので、糺すよういわれたとき、佐七が短慮なるものであるからといって、村方非常の節、支配の穢多身分の人びとを呼び寄せたことは、不埒につき何のとおり三十日押込みを申付けられるべきである。

四ヶ所長吏下の非人番小頭佐七（三六歳）について、大坂町奉行は城代に次のように伺っている。「この佐七については、兼ねての申渡しを守り、不作法のないよういたすべきところ、非人番小頭は平非人番とは身分が違うよう心得違をして、西郡村会所縁側へ腰をかけ、庄屋代の者へ応対をしたこと、居村にては庄屋居宅板の間等へ会釈もせず応対したことは、兼ねての申渡しに背き、身分を弁えない不作法に相当する。不埒につ

き、非人番小頭を取放ち、三十日手鎖を申付けべきところ、非人番の儀につき長吏共へ引渡し、相当の咎めを申付けるよう申渡されるべきでしようか」。城代は、この何の通り差図している。

本件は、非人番小頭の庄屋への不作法とこれを糺すよう庄屋から命じられた穢多身分の人びと惹き起した狼藉事件である。非人番小頭佐七は、庄屋代の者への応対が身分を弁えない不作法であるとして、非人番小頭を取放つ処罰を受けている。これに対して、庄屋の指令のとおり、仲間を非人番小屋へ派遣した穢多行司は、行司の身分として不行き届きの取計いであるとして急度叱り置かれている。奉行所では、本件について相当する先例が見つからなかったので、ほんらい老中へ進達すべき事案と解釈する余地があると思われる。³⁾幕府は、老中に進達されてくる事案を通じて裁判の準則の統一を企図したといわれているが、本件に関する限り大坂城代松平輝延は、老中に進達せず、審理を尽くし類例⁴⁾によって自ら判決を申渡している。

奉行所では、被差別身分の人びとについて死罪・遠島までは判決の執行をするが、追放以下は、その身柄を被差別身分の頭、すなわち穢多身分は当表穢多村年寄へ、非人身分は四ヶ所長吏へ引渡して、相当の刑罰を執行するよう委ねている。これを非人仕置（穢多仕置）という。この相当の刑罰とはどのようなもので、

どのように執行されたについて詳細は分かっていない。なお、狼藉事件にかかわった一九人、追放刑の処罰を受けた五人とそのほかの行方知れずの人びとは、いずれも無宿の境遇になったものと推察される。

最後に本件において、本郷庄屋が不法な応対をした非人番小頭を糺すために、法的な手段を取らずに、支配の穢多身分の人びとを動員して、場合によっては暴力を行使しても構わないと指示したことは注意されるべきである。近世権力は、巧妙な身分差別支配によって民衆を分断し、被差別身分に実際上警察の仕事に従事させている。このような状況において、本郷庄屋は、法的な解決を重視するよりも、場合によっては暴

力主義に依存しようとする傾向があったことが認められる。

(1) 安永四（一七七五）年生まれ、文政八（一八二五）年歿。大河内松平家第六代当主（第五代高崎城主）。同家第四代輝高の三男。享和二（一八〇二）年から文化十二（一八一五）年から文政五（一八二二）年まで寺社奉行、文化十二（一八一五）年から同八（一八二五）年まで老中をつとめる。『大坂都督所務類纂』全六〇冊（静嘉堂文庫蔵）は、松平輝延のもとで編纂されたものと考えられる。

(2) 「明和八（一七七二）年の『西郡村明細帳』によると、慶長一七（一六一二）の片桐市正による検地では村高一八四九石八斗で、そのうち一〇八六石一斗八升五合が田方であり、七五〇石八斗五升五合が畑方であった。（中略）天保一四（一八四三）年の村絵図を見ると、田方の半分以上が河内の綿作地帯特有の掻き上げ田という形態をとり、畑のように高低のある畝をつけ、高い所では綿作が、低い所では稲作がおこなわれていたことがわかる。このような傾向は大和川の付け替え後に木綿の需要が高まるなかで顕著になっていった。したがって、西郡村の稲作は三割、綿作が七割というのが

その景観であった（森田康夫『河内国若江郡西郡村の歴史…差別や偏見のない社会をめざして』一般財団法人八尾市人権協会、二〇一一年、二九頁。「さらに河内の綿作地帯である西郡村では木綿稼も盛んにおこなわれていた。これもかわた村の貧農・無高層を中心にした重要な稼ぎ仕事であった」（同書四〇頁）。

(3) 町奉行が本件を城代へ進達した後、下若江村非人番小頭佐七居村が、大坂城代大久保加賀守殿御役知になつたので、この役柄の領分の者が入交じる事案も手鎖・過料以下の軽き御答にて、先例のある分は、城代が差図をしてもよいが、見合い例もない分は軽き御答であっても、江戸表へ何って下知を申渡すべきであった（「手覚」）。しかし、本件の伺書は、御役知になる以前に提出されたものであること、その上御答も軽きものであるという理由で、当表（大坂）において差図している。ちなみに松平輝延は、大久保加賀守が京都所司代に転出した後、大坂城代に就任している。

(4) 一つ目は、奉行所で小遣人足として働いていた大和屋惣八について、酒狂とはいへ奉行所前で嵩高になり、取鎮めた同心に理不尽に掴み掛かったことは、不届きにつき三十日手鎖を申渡した例（天明五年城代阿部能登守差図）である。二つ目は、道頓堀長吏下小頭武助について、兼ねて懇意の者に風聞を知らせて貰うまでは

別条ないと思つて頼んで置いたため、右の者どもが内証にて捕り物をする仕儀となり、その上不埒の取計いを承知すれば、その筋の役人どもまで内意を伝え、差図をうけるべきであるのに等閑にしたことは不埒につき、小頭を取放ち、五十日押込を申付けるべきものであるところ、長吏下の者につき長吏どもへ引渡し相当の仕置を命じた事例（寛政元年城代堀田大藏大輔差図）である。